

第 44 号

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

熊本県監査委員に関する条例（昭和39年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第6条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 法第150条第5項の規定による同条第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。